特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	宜野湾市　生活保護に関する事務　基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宜野湾市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
沖縄県　宜野湾市長

公表日
令和7年3月24日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	1:生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 2:生活保護法第24条及び第25条の規定による保護の開始及び変更に関する事務 3:生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 4:生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 5:生活保護法第26条の規定による保護の停止及び廃止に関する事務 6:生活保護法第27条の規定による指導及び指示に関する事務 7:生活保護法第28条の規定による立入調査及び検診命令等に関する事務 8:生活保護法第29条の規定による資産、収入等の調査に関する事務 9:生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 10:生活保護法第30条から第37条までの規定による保護の方法に関する事務 11:生活保護法第48条第4項の規定による保護施設長からの届け出の受理に関する事務 12:生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 13:生活保護法第55条の5第1項の進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 14:生活保護法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 15:生活保護法第62条第3項及び第4項の規定による被保護者が義務違反したときの保護の変更、停止及び廃止に関する事務 16:生活保護法第63条の規定による被保護者が返還する金額の決定に関する事務 17:生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 18:生活保護法第76条の規定による遺留金品の処分に関する事務 19:生活保護法第77条の規定による扶養義務者からの費用の徴収に関する事務 20:生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 21:生活保護法第78条の規定による不正に受けた保護費の徴収に関する事務 22:生活保護法第80条の4の規定による社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託 23:生活保護法第80条の4の規定による医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 24:生活保護法第80条の4の規定による医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 25:生活保護法第80条の4の規定による医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 26:生活保護法第80条の4の規定による生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報連携 27:生活保護法第80条の規定による保護金品の返還の免除に関する事務 28:生活保護法第81条の規定による後見人の選任の請求に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
1. 生活保護情報ファイル　2. 宛名管理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表の23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号／総務省令第5号)第15条 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第４条第１項ないし第３項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	照会について：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43の項 提供について：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉推進部　保護課
②所属長の役職名	保護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-2710　沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号　宜野湾市役所　総務部　総務課　情報公開担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-2710　沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号　宜野湾市役所　福祉推進部　保護課
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーカードの提示を受けることにより把握したマイナンバーにより真正性確認を行うこととしているため。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号に限らず個人情報が記載された書類は、閉庁時間中は施錠された部屋に保管し、また、廃棄する際にはシュレッダーまたは溶解処理を行っているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の15の項	・番号法第9条第1項　別表第一の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第15条 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条（第1項～第3項）	事後	
平成28年4月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号　別表第二の事務 （別表第二における情報提供の根拠）	【情報提供の根拠】 （1）番号法第19条第7号　別表第二　項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、5	事後	
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成27年4月1日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年4月1日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	12. 生活保護法第78条の規定による不正に受けた保護費の返還に関する事務	12. 生活保護法第78条の規定による不正に受けた保護費の徴収に関する事務	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】 （1）番号法第19条第7号　別表第二　項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、5	【情報提供の根拠】 （1）番号法第19条第7号　別表第二　項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、5	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担	②所属長 生活福祉課長　宮城　正弘	②所属長 生活福祉課長　野村　斉	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数　いつ時点の計	平成28年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数　いつ時点の計	平成28年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担	②所属長 生活福祉課長　野村　斉	②所属長の役職名 生活福祉課長	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数　いつ時点の計	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数　いつ時点の計	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成31年3月19日	Ⅳリスク対策	なし	新規追加（新様式への変更による記載事項の追加）	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 福祉推進部　生活福祉課	①部署 福祉推進部　保護課	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	生活福祉課	保護課	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象対象の人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数　いつ時点の計	平成31年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数　いつ時点の計	平成31年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	日本国憲法第25条に規定する理念および生活保護法に基づき、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事務。具体的な事務は以下のとお	日本国憲法第25条に規定する理念および生活保護法に基づき、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する事務。具体的な事務は以下のとお	事後	
令和5年4月1日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	生活保護システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和5年4月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】 （1）番号法第19条第7号　別表第二　項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120	【情報提供の根拠】 （1）番号法第19条第7号　別表第二　項番9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120	事後	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和7年3月24日	②事務の概要	別添のとおり	別添のとおり、省令第15条第1号ほかPIAに記載されていなかった事項をPIAに記載した。	事後	
令和7年3月24日	3. 個人番号の利用	別添のとおり	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 48号）により別表第2が削除されたことによる別表第1が別表に改称された点を反映した。	事後	
令和7年3月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の②法令上の根拠	別添のとおり	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 48号）により別表第2の内容が新省令に移行した点を反映した。	事後	
令和7年3月24日	Ⅱしきい値判断項目	令和4年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年3月24日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規追加（新様式への変更による記載事項の追加）	事後	
令和7年3月24日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこととしているため。	事後	
令和7年3月24日	Ⅳリスク対策	なし	新規追加（新様式への変更による記載事項の追加）	事後	